

平成29年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市今宿地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

1 全事業共通

地域の現状と課題について

- ・今宿地域ケアプラザの所管地域は、旭区内のケアプラザでは65歳以上の高齢者数が一番多く、このため要介護認定者数、介護予防が必要な高齢者数、行政サービス積極的介入者数、特定高齢者数、高齢者単身世帯数及び認知症者推定値が他の地域に比較し多い状況にあります。
- ・このような状況にあります。高齢者が住み慣れた地域で安心して何時までも生活が継続できるよう、元気な高齢者は何時までも健康な状況を維持できるように、また介護が必要な高齢者は地域で支えて介護の支援をしていくため、地域ケアプラザが中心となって地域包括支援センター機能と地域活動交流機能を連携させて、社会資源等を活用しケアマネジメントをしていく必要があります。
- ・「きらっとあさひプラン」で当所管地域では2連合自治会でのささえあい等の計画が策定されており、その計画実現に向けて住民のお互いが支え合いのできる地域を目指して、ケアプラザがその中心的役割を果たしていかなければならないものと認識しております。

(1) 相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

- ・ケアプラザの広報誌やリーフレット等による情報発信、地域で開催される食事会や催し、会合等への参加を通して、高齢者だけに限らず様々な分野の相談機関であることを発信していきます。
- ・地域のボランティア活動などインフォーマル情報の把握と提供に努めていきます。
- ・普段から関係機関との連携を図り、相談内容に応じてスムーズに連携や引き継ぎが行えるよう対応していきます。また、地域資源の情報収集にも努めると共に地域ケアプラザの情報ラウンジを活用して分野ごとの情報提供を行っていきます。
- ・地区社協と連携しながらお子様向けリトミックや救命救急講座を行っていきます。

(2) 各事業の連携

- ・地域包括支援センターと地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターも含め、地域の生活者の視点を取り入れた支援としてサロンの回数を増やすなど、地域の方が利用しやすいように工夫を図っていきます。
- ・ケアプラザで評判のよい事業（くつろぎカフェ）は、新規地域の自治会館や、ケアプラザまで来られない方を対象に音楽や体操を楽しんでいただきます。
- ・地域包括支援センターが把握したひとり暮らし高齢者の支援等の課題を、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターも含めて地域に伝え自主事業（地

域資源)を紹介するなど、地域でできる支援体制や啓発事業などへとつなげていきます。

- ・地域包括支援センター各職種と生活支援コーディネーターが連携して、地域のさまざまな個別の課題の解決へ取り組んでいきます。(地域福祉保健計画など)
- ・地域活動交流コーディネーターが把握した地域ニーズを地域包括支援センターへ伝え、ニーズに沿った取組みを行っていきます。
- ・上記取組から得た情報を記録しケアプラザ内で共有することにより、どの職員でも対応できるような体制を作っていきます。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ・常勤職員と非常勤職員を適切に配置し、適正な業務運営に努めます。
- ・ 所長 常勤 1名
- ・地域包括支援センター 常勤 4名 (保健師 1名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 2名)
非常勤 2名 (介護支援専門員 1名、事務員 1名)
- ・介護予防支援 常勤 1名、非常勤 1名
- ・地域活動・交流 コーディネーター常勤 1名、サブコーディネーター非常勤 5名
- ・生活支援 コーディネーター常勤 1名
- ・通所介護・介護予防通所介護 常勤 4名、非常勤 20名
- ・居宅介護支援 常勤 3名、非常勤 1名
- ・経理 常勤 1名
- ・介護保険請求等 非常勤 1名、清掃員 非常勤 2名 運転員 非常勤 4名
- ・職員の資質向上等を図るため研修等に積極的に参加するとともに、伝達研修により研修成果を職員間で共有し、業務に反映するように努めていきます。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ・地域サービス等のリストやマップを必要に応じて住民に開示し、情報公開に努めるとともに、常に新鮮な情報を提供できるよう、定期的に見直しをまいります。
- ・地域の関係機関や関連団体との連携をスムーズにするため、窓口になる人やキーパーソンにケアプラザ及び地域活動交流の業務をアピールし、顔の見える関係づくりに励みます。
- ・地域の母親クラブの交流会を開催し、子育ての課題を拾っていきます。また東希望ヶ丘地区の「子育て応援隊」の活動を支援して、課題解決のためのネットワークの構築に繋げてまいります。
- ・支えあいネットワークができていない地区についても、定期的な会合やボランティアグループの活動の場などに出向いて情報交換に努めていきます。

(5) 区行政との協働

- ・多様化する地域住民のニーズに応えるため、区の福祉保健課や高齢・障害支援課と連携をとりながら住民のニーズに沿った事業を企画・展開していきます。
- ・子育て支援事業では、区の保健師の講話を取り入れるなど、適切な指導を受けて事業に資していきます。
- ・支えあいネットワークができていない地区については、福祉保健課等と地域の動向の情報交換を図りながら、その推進に向けて調整していきます。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- ・高齢者に人気のある歌の会や体操教室を数多く企画してまいります。
- ・利用者様から季節の毎にアンケートを取り、人気の高い事業を開催できる様、準備をしていきます。
- ・2010年からスタートした旭公会堂での「合同歌声喫茶」は1度に大勢の参加者に来ていただくため、その機会を活用して各ケアプラザで行われている自主事業を案内することにより、その後各ケアプラザでの利用に繋がるようにしていきます。東日本大震災の支援活動も予定しています。
- ・2016年に義援金を届けた南相馬市と連携し秋まつりのボランティア活動の予定をしています。
- ・子ども向けには「科学」「料理」など、普段経験できないことにもチャレンジしていきます。
- ・地域の方から先生を発掘し、事業を展開していきます。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・地域活動交流事業から今年度も「今宿サマーフェスタ」の参加を子供から大人までしていただき、地域活動のきっかけづくりをいたします。
- ・地域活動交流事業から地域の配食サービスの担い手に繋げるなど、地域活動を支援していきます。
- ・くつろぎカフェから新規男性の利用者様も増え、その方々にケアプラザの事業の案内等をしていきます。
- ・登録団体交流会により活動の内容をお知らせすることで、他の団体にも参加できるきっかけ作りを行います。
- ・利用団体の成果をデイサービスや今宿サマーフェスタで発表していただいたりし、インフォーマルサービスの紹介を通して住民同士の交流を図ります。
- ・3つの作業所にパンとおやつ及びとうふ販売の場を提供し、作業所と住民の交流を図るとともに、作業所の活動の支援を行っていきます。
- ・毎年5月末に予定している合同歌声喫茶でも区内の作業所にお声がけし、作業所の商品の販売をお願いしていきます。
- ・地域作業所による喫茶（Mori-Café）の運営がますます地域の方々との交流の場になるよう努めていきます。
- ・地域の一般団体の活動が福祉保健活動に発展するよう、施設利用申込み時に啓発するとともに、年2回福祉保健活動記録を提出してもらうなど、住民である利用者に向けてボランティアの意識づけに努めていきます。
- ・登録団体交流会を開催しそこでの情報交換を通して、活動団体相互の連携の機会を創出していきます。
- ・施設の登録団体の情報を定期的に見直し、情報開示の確認をするとともに、掲示板やホームページの活用などを周知して、地域住民によるインフォーマルサービスの紹介に積極的に取り組んでいきます。また、施設内の廊下ギャラリーが団体の活動の発表・展示の場として定着するようPRに励み、住民同士の情報公開・交流の場となるよう努めていきます。
- ・ホームページには地域の方を3ヶ月に1度紹介するコーナーや、日々館内で行われている行事を毎日「いまじゆく日記」で掲載するように努めていきます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ・登録団体の皆様から意見を聞いてボランティアの育成・定着に努めます。
- ・貸し部屋利用の一般登録団体に対して、デイサービスでの交流やケアプラザの事業（今宿サマーフェスタ）の協力を求めるなど、随時ボランティア活動の意識づけを行い、地域や利用者のニーズに合ったボランティアの育成に努めていきます。
- ・年度末に「ボランティア交流会」を開き、ボランティア同士の交流の場を提供するとともに、職員とボランティアが忌憚のない意見交換・情報交換をして、より良い施設運営が出来るよう次年度の事業計画に反映させてまいります。
- ・地域にどのようなニーズがあるのか、また地域にどのようなことを出来る人がいるのかなど、さまざまな情報を収集して、広報誌やホームページにて紹介してまいります。
- ・ボランティアの派遣・コーディネート・育成について、ボランティア活動の啓発に努めていきます。
- ・新規事業の企画も、事業終了後地域でボランティア活動に繋がる道筋を作ります。
- ・既に活動しているコーヒーボランティアのみなさんの活動場所も広げていきます。
- ・コーヒーボランティアが活動できる場を今以上に増やしていきます。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・地域全体の高齢化が進み、かつケアプラザまでの交通の便がない地域が多いため、高齢者を対象にした事業では、こちらから地域の自治会館へ出向きそこで事業（くつろぎカフェの地域版）を新規エリアにも広めていきます。
- ・くつろぎカフェの成功例を講演会等で幅広く他のエリアにも広げていきます。
- ・事業終了後だけではなく、事業開催中も参加者からアンケートをとり、利用者のニーズを反映できるよう事業を見直してまいります。
- ・年6回奇数月に発行の「けあぷら通信」やホームページ（日記の更新など）を通じて地域の皆様へ情報を提供してまいります。
- ・館内の入り口及び全貸室に掲示版を設け事業・イベントの案内を行います。
- ・4月登録団体交流会、3月ボランティア交流会を行いボランティアの情報提供及び消防訓練を行ってまいります。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ・地域包括支援センターの介護予防事業との連携で本事業を実施して参ります（5月～太極拳）。
- ・地域包括支援センター、地域活動交流との3共催で本事業を実施して参ります（4月～花ボランティア）。
- ・単独実施としましては、希望が丘東地区にて民生委員さんの協力を得て「自宅サロン」の計画が進行中です。今上半期中の開催を目指しております。
- ・その他、ケアプラザ他職種を始め、地域の皆様や各団体の皆様とのコミュニケーションを密にし、「あったらいいな」を一つでも多く実現できるように努めて参ります。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ・地域の会合や活動に積極的に出席し、地域の皆様がご自身や周りの方の困りごと等を気軽に話せる顔見知りの関係構築に尚一層努めることで、より良く地域を知ること、地域ニーズの把握へと繋げて参ります。
- ・地域で活動されている団体や関係機関と更なる繋がりを持ち、地域の皆様にとって「あったらいいな」と思う取り組みについて一緒に話し合っ参ります。
- ・地域の皆様やインフォーマル団体へのアンケート調査の実施や、NPOや民間企業のサービス情報の収集に努め、そこでのニーズ、資源把握、分析から、新たな資源情報リストの作成に取り組んで参ります。

- ・ケアプラザ他職種と連携し、それぞれが持っている情報を共有、集約、整理、分析し、地域全体の課題把握に努めて参ります。

(3) 連携・協議の場

- ・協議体の設置及び開催に向け、地域で活躍されている方々や適任と思われる方々に、協議体参加への働きかけを行って参ります。併せて、既存の地域諸会議の活用も視野に入れ、地域での困りごとの解決に向けた協議体開催の実施をして参ります。
- ・協議体開催ありきの協議体ではなく、地域の皆様個々の生活に根差した大小様々な課題を汲み取り、それがたとえどんなに小さな課題であったとしても、「個」の課題から「地域」としての課題を推察する視点を持ち、緊急性や必要性を持つ課題であれば随時開催して参ります。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ・地域アセスメント等で得られた支援ニーズや社会資源情報を整理し、地域の課題をしっかりと把握した上で、区役所や区社協等の関係機関と連携を図り、協議体での意見交換を通して地域の目指す姿を捉えた目標設定をし、チームという意識を持って課題解決に取り組んで参ります。
- ・地域の皆様が主体的に活動に取り組むことができ、且つその活動が拡張するような働きかけをして参ります。
- ・地域で活動されている各種団体や区役所、区社協等と連携を図り、日常生活圏域の生活支援及び介護予防の充実を図って参ります。
- ・ケアプラザ他職種と連携、補完し合いながら、ケアプラザ全体で推進して参ります。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- ・地域の医療関係機関や保健・福祉関係機関、各種団体等と各種カンファレンスや地域ケア会議の開催、会合等への出席により、地域の課題や情報の共有を図り関係性の強化に努めます。
- ・民生委員児童委員や地域の代表者等との顔が見える関係づくりを進めながら地域の情報や課題を共有し支援の連携を図ります。
- ・地域の活動や会合等に参加して、ボランティアの方々や地域住民と連携を図り、地域の課題把握や見守りの強化等に取り組めます。

② 実態把握

- ・民生委員や地域の福祉団体、サービス事業所等との連携を通して、支援が必要な人の早期発見や地域のニーズ等を把握し、必要に応じて同行訪問や情報提供を行うことで必要な支援に繋がります。
- ・75歳以上の独り暮らし高齢者見守り推進事業に於いて、区役所や民生委員と連携し実態把握に努めます。
- ・地域福祉保健計画やデータでみるあさひ等の各種統計や報告書を活用して情報収集に努めます。

③ 総合相談支援

- ・高齢者に関する様々な相談を総合的に受け止め、どの職種が相談を受けても相談内容を的確に把握し情報提供が行えるよう努めます。また担当者が不在でも相談者への継続的なフォローが行えるよう職員間での情報共有を図ります。
- ・民生委員児童委員や地域の福祉団体等と連携して、地域ニーズの把握や支援が必要な方の早期発見に努め、的確な支援に繋がります。
- ・専門性の高い相談に関しては、速やかに関係機関や関係部署への引き継ぎや連携を図りながら、継続的に支援を実施します。
- ・広報誌やチラシの活用、地域の催しや会合に出席して地域包括支援センターが身近な相談機関であることの周知に努めます。またケアプラザへの来所が困難な方の相談、電話や来所では気づきにくい心身の状況や生活環境の把握のため、積極的に訪問を行います。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

《成年後見制度》

- ・成年後見制度をはじめ権利擁護事業に関する相談に応じ、関連する制度の説明を行うと共に、必要時には区役所や旭区社会福祉協議会、専門機関等に繋がります。
- ・親族申立ての支援については、手続きに関してのアドバイスから申立書作成支援に至る継続的な関わりを行います。
- ・エンディングノートの活用講座を通して、成年後見制度やあんしんセンターの日常生活自立支援事業、各種相談機関について普及啓発に努めます。
- ・出張相談会を開催して、成年後見制度や相続・遺言等個別の法律相談にも対応します。

《消費者被害》

- ・広報誌やリーフレット等による注意喚起、地域の食事会や催し等への参加を通して最新の手法の紹介と予防方法、被害に合った際の対応等について情報提供を行います。
- ・民生委員児童委員や介護サービス事業所等の高齢者と接する機会の多い関係者と連携し、被害の予防や早期発見に努めます。
- ・区役所や区内の地域包括支援センターと協力して、街頭キャンペーン等消費者被害防止の活動を通して、様々な年代に向けて注意喚起を行います。
- ・個別の事案については、消費生活センターや警察等と連携しながら問題の解決にあたります。

② 高齢者虐待への対応

- ・ケアプラザの広報誌や講演会等の啓発活動を通して、地域全体で高齢者虐待についての関心を高め、早期発見や虐待の予防・防止に向けた取組みに努めます。
- ・虐待予防の視点を大切に、介護者が孤立しないように家族介護者の集いへの参加の声かけや定期的な見守り等を行います。
- ・日頃からケアマネジャーや民生委員児童委員との情報共有や連携に努め、虐待の早期発見と継続的な見守りを行います。
- ・虐待事例に対しては、速やかに区役所と支援の方向性を共有し連携して対応することで、適切な支援に繋がります。

③ 認知症

- ・認知症の正しい理解の促進のため、認知症サポーター養成講座や講演会等の開催による普及啓発の取組みに努めます。
- ・アルツハイマーデーでは、様々な年代に向けて認知症の正しい理解の向上を図り、本人や介護者を支援する活動を展開します。
- ・認知症の当事者や家族が安心して生活を送れるよう、関係機関とのネットワーク構築を図ります。また徘徊SOSネットワークシステムについては、制度の普及啓発や協賛店との連携等に努めます。
- ・認知症の当事者や家族が安心して過ごせる居場所として、認知症カフェの活動支援や家族介護者の会の開催に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・インフォーマルサービス等の情報・収集に努め、地域住民やケアマネジャーに対し情報提供を行います。
- ・地域包括支援センターと民生委員とのネットワークを強化するため、連合会ごとに地域の高齢者等に関する情報交換を行います。個別のケースに関しては、同行訪問するなど、ケースにあった対応をしていきます。

② 医療・介護の連携推進支援

- ・地域の医療機関や薬局を訪問し、地域包括支援センターの通信紙やチラシを配布して役割を知ってもらうとともに連携を図っていきます。
- ・地域の医療機関との連携を深めるために地域包括支援センター主催の会を開き、地域包括支援センターの役割や制度の説明、事例検討を行っていきます。
- ・ケアマネジャー事業所連絡会で、地域の開業医を招いて、「医療と介護の連携について」の講演会を企画しています。

③ ケアマネジャー支援

- ・相談にはいつでも対応できる体制を整え、ケアマネジャーが一人で抱え込まないよう適切なアドバイスを行っていきます。
- ・ケアマネジャー連絡会を年4回実施し、ケアマネジャーの勉強とお互いの情報交換の機会の場を設けます。
- ・区内地域包括支援センターと共働で新任・就労予定ケアマネジャーに対しての研修を実施します。また、地域包括支援センター単位での個別実習も行っていきます。
- ・サービス担当者会議やケアカンファレンスの開催支援をするとともに、会議に出席してスーパーバイズを行います。
- ・支援困難事例や緊急時の支援については、区役所や関係機関と連携を図りながら迅速に対応していきます。
- ・旭ケアネットの運営委員として会の運営に関わっていきます。今年度は年5回の研修を予定しています。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ・ 区役所等行政機関、民生委員、病院・診療所等医療機関、介護サービス事業者、利用者・家族や関係住民、地区社会福祉協議会等と会議や諸行事等あらゆる機会を捉えて、意識的に「顔見知り」となるよう関係構築に努めて、支援の必要な高齢者が明らかになった場合に、関係者が支援チームとして協働できる基盤づくりを進めていきます。
- ・ 地域ケア会議を積極的に開催し、多職種の参加を呼び掛け、会議を通してネットワークが構築できるようにしていきます。
- ・ 在宅医療相談室とも積極的に連携を図っていきます。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- ・ 要支援者の意欲を引き出せるようなケアプランを作成し、介護予防ケアマネジメントを行っていきます。
- ・ 委託を行う場合はケアマネジャーと連携し、適切なケアマネジメントができるように支援していきます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

- ・ 地域の高齢者の状態を把握し、介護予防のきっかけとなる事業を提供し、その方にあつた支援をしていきます。
- ・ より身近な地域の中で介護予防に取り組んでもらえるように、地域での介護予防講座を継続して開催していきます。
- ・ 介護予防講座を開催します。また、自主活動の支援を継続していきます。
- ・ 介護予防支援の必要な方には、地域の活動や自主事業を紹介するなどして、継続的な支援をしていきます。

その他

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ・ 開設後15年が経過し老朽化が進んでいますが、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守し、今宿地区センターとも相互に連携して建物、設備の良好な維持管理に努めるとともに、館内外の見回り等を実施していきます。
- ・ 清掃業務、害虫駆除、機械警備業務、自動ドア保守点検業務、自家用電気工作物保守点検業務、冷暖房機器保守点検業務、冷温水発生機・冷却塔保守業務、設備総合巡視点検業務、消防設備保守点検業務及び植栽管理業務については、専門業者との業務委託契約により良好な管理に努めていきます。

イ 効率的な運営への取組について

- ・ 当ケアプラザは横浜市今宿地区センターとの複合施設であるため、施設管理運営の役割分担に基づき良好な管理運営に努めていきます。
- ・ 複合館であるため利用者は多く、地域の皆さまに快適に利用していただくために、相互に連絡を密にして利用者の満足度に留意しながら、利用者アンケート等利用者の意見反映にも迅速な対応に努めていきます。

ウ 苦情受付体制について

- ・ 苦情受付窓口を設置し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定め常時苦情を受付けて解決する体制を整えるとともに、利用者・家族等から苦情の申し出があった時は、誠意をもって対応するよう苦情対応マニュアルにて職員に周知し徹底を図っていきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・ 防犯対策については、基本方針を策定して職員の役割分担のもと周知を図り、被害ゼロを目指します。
- ・ 地震等災害対策については、マニュアルを策定し、自衛消防組織、地震発生時の対応、火災発生時の対応、防災備蓄一覧表及び緊急連絡網を定め、災害発生時に迅速に対応できるよう努めます。
- ・ 横浜市今宿地域ケアプラザ特別避難場所開設マニュアルにより、開設、受入及び移送等運営が迅速に対応できるよう努めます。

オ 事故防止への取組について

- ・ 介護保険サービス提供中の事故防止の徹底を図るため、事故防止対応マニュアルを作成し、デイサービス中（入浴を除く）の注意事項（13項目）、入浴中の注意事項（7項目）、入浴介助の配慮（8項目）、送迎時の注意事項（9項目）また緊急時看護師対応マニュアルを作成し、デイサービス業務中の利用者サービス提供時に万全を期します。
- ・ 交通事故等事故防止のため、定期的に職員研修を行い事故防止の徹底を図ります。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ・ 個人情報の保護については、「個人情報保護に対する基本方針」によりその適切な取り扱い等に努めるとともに、この基本方針に則り個人情報マニュアルを定めて、職員個人の日常業務の中で周知徹底を図り「地域ケアプラザ個人情報漏えい防止チェックシート」により定期的にチェックしていきます。
- ・ FAX 誤送信による個人情報漏えい事故防止のため、ダブルチェックを徹底するとともに、職員研修を実施し職員の意識徹底と注意喚起を図り、再発防止に万全を期していきます。

キ 情報公開への取組について

- ・ 事業内容等の情報提供につきましては「けあぷら通信」を年6回発行（奇数月）し、管内の自治会に回覧していただき広報に努めていきます。
- ・ ケアプラザホームページでは講座、教室、介護の情報、施設の案内、ケアプラ通信、アクセス、事業報告、事業計画等についてきめ細かくお知らせし、また施設内の掲示板でも掲示を行い広報に努めていきます。

ク 人権啓発への取組について

- ・ 人権尊重への取り組みについては、「横浜市人権施策基本指針」および「横浜市人権啓発推進計画 ～人権啓発・研修の推進にあたって～」を活用して研修を行い、人権の認識を踏まえた業務遂行に努めていきます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ・ ヨコハマ3R夢プランに沿って、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を積極的に進めていきます。
- ・ 日常業務においては、光熱水費の節減のため冷暖房の適正温度設定や封筒・用紙類を再利用するとともに清掃や整理整頓を徹底して行い、施設の良い環境づくりに向けて取り組んでいきます。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

- ・ 管理者 常勤 1 名
- ・ 介護支援専門員 専任非常勤 1 名、兼任非常勤 1 名

《目標》

- ・ 要支援状態にある高齢者に対し今後も住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、ご利用者の意思を尊重しながら介護予防サービス計画書を作成していきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 高齢者の人数が多い地域ですので併設している居宅介護支援事業所や地域の居宅介護支援事業所、サービス事業所、民生委員やボランティアなど地域の関係機関とも連携をとりながら適切な介護保険サービスを提供していきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
285	290	295	300	305	310
10月	11月	12月	1月	2月	3月
315	320	325	330	335	340

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- ・ 管理者兼介護支援専門員 常勤 1 名
- ・ 介護支援専門員 常勤 2 名 兼任非常勤 1 名

《目標》

- ・ 専門的価値、知識、技術を高め、要介護状態にある高齢者が住みなれた地域で、その人らしく暮らして行けるよう問題や課題に向き合います。
- ・ 地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターに併設された居宅介護支援事業所として地域包括支援センター等と連携した支援体制を構築していきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ・ 原則としてありません。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域包括支援センターと併設された居宅介護支援事業所として、地域包括支援センターとの連携を図り支援の困難なケース等にも積極的に係わり、地域の方々が安心して暮していけるよう、問題や課題に取り組みます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

	5月	6月	7月	8月	9月
120	120	120	120	120	120
10月	11月	12月	1月	2月	3月
120	120	120	120	120	120

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 送迎、入浴、健康状態の確認
- 給食、レクリエーション
- 口腔機能向上プログラム

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要介護1）	614円	入浴介助	54円
（要介護2）	725円	口腔ケア	161円
（要介護3）	837円	サービス提供体制強化加算	7円
（要介護4）	948円	介護職員処遇改善加算（I）	
（要介護5）	1060円		
- 食費負担 750円
- その他

・リハビリパンツ	100円	・尿とりパット	20円
----------	------	---------	-----

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 10:25 ~ 15:30

《職員体制》

- ・生活相談員 5名（常勤5名）
- ・看護職員 4名（常勤1名、非常勤3名）
- ・介護員 16名（非常勤）
- ・運転員 4名（非常勤） 事務員 1名（非常勤）

《目標》

- ・安全、安心を第一に、ご利用者様の意思やその人らしさを尊重した、きめ細やかなサービス提供を目指していきます。
- ・他者との交流、社会生活への参加、閉じこもりの解消、介護者の負担軽減、身体機能の維持及び改善を目標にサービスを提供していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・季節行事（春の運動会、秋祭り、クリスマス会）やオリジナルのレクリエーションゲームの提供。及び、選べる多彩な趣味活動や創作活動の提供。
- ・ストレッチ体操や健康機器を使った機能訓練。
- ・季節感のある食事の提供。
- ・毎月誕生会の実施。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
750	750	750	750	750	750
10月	11月	12月	1月	2月	3月
750	750	700	700	700	750

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 送迎、入浴、健康状態の確認
- 給食、レクリエーション
- 運動器機能向上訓練、口腔機能向上

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要支援1）	1766円	運動器機能向上加算	242円
		口腔機能向上加算	161円
（要支援2／週1）	1766円	選択的サービス複数実施加算	515円
（要支援2／週2）	3621円	サービス提供体制加算 要支1	26円
介護職員処遇改善加算（I）		サービス提供体制加算 要支2	52円
- 食費負担 750円
- その他 ・リハビリパンツ100円 ・尿とりパット20円

《事業実施日数》《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 10:25 ~ 15:30

《職員体制》

- ・生活相談員 5名（常勤5名）
- ・看護職員 4名（常勤1名、非常勤3名）
- ・介護員 16名（非常勤）
- ・運転員 4名（非常勤） ・事務員 1名（非常勤）

《目標》

- ・安全安心を第一に考え、ご利用者様の意思やその人らしさを尊重したきめ細やかなサービス提供を目指していきます。介護予防の観点から身体機能の維持向上ができる様に運動器機能向上プログラムや口腔ケアを実施していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・季節行事（春の運動会、秋祭り、クリスマス会）やオリジナルのレクリエーションゲームの提供。及び、選べる多彩な趣味活動や創作活動の提供。
- ・ストレッチ体操や健康機器を使った機能訓練。
- ・季節感のある食事の提供。
- ・毎月誕生会の実施。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位()省略して記載。 6月

30	30	30	30	30	30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	30	30	30	30	30

【単位月人】